

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

## 第131回 SAMRが行政処分の手順規定を新たに公布

2018年10月23日掲載の本欄（第124回）において、国務院機構改革に伴い新設された国家市場監督管理総局（以下「SAMR」という）の機能と編成についてご紹介しました。その後12月21日、SAMRより「市場監督管理行政処分手順暫定施行規定」が公布され、今年4月1日から正式に施行されることになっています。現地企業の登記登録、品質管理、食品・医薬品の監督管理、不正競争、独占禁止、広告など多岐にわたる事項の管理がSAMRにより行われることになるため、行政処分にかかるSAMRの手順や規定の内容および運用方法は、現地企業が万一の備えとして把握しておくべき重要な事項となります。今回は、そのポイントとなる内容を解説いたします。

## ◇行政処分の手順を活用して有効に対処したケース

現地法人A社は、日系独資の食品メーカーである。ある日突然、消費者MよりKマートで購入したA社の製品（販売価格10元、製造日2018年11月2日）の中に異物が混入していたため、5000元の賠償金を請求するとの連絡を受けた。A社はすぐに顧問弁護士に相談し、M氏はいわゆる「クレーマー」（企業を脅して不正に補償金を得ることを収入源にしている者）である可能性が高いと判断したため、M氏からの要求を拒否することとした。その後、M氏がS区の市場監督管理局へ通報すると、直ちに当局による調査が開始され、事実が明らかとなれば行政処分を下す旨がA社に事前告知された。

弁護士のサポートを受けながらA社でも自ら調査したところ、2018年11月2日の製造ロットの商品はKマートに納品されていないことが判明した。M氏側でも係争案件の商品がS区内の他のスーパーで購入したものであることを証明できず、S区の市場監督管理局には本案件の管轄権がないということになり、交渉の結果、S区の市場監督管理局はA社の主張を受け入れ、調査取り消しの決定を下した。

## ◇SAMR規定における留意点

1. 管轄権は、行政処分の手順のうち最初に確認すべき事項です。これには管轄レベルと管轄地域の二つの側面があり、管轄地域の重要性がより高いものとなります。管轄地域は、違法行為の発生地（販売行為の発生地など）による認定が原則となっていますが、次の例外が存在します。

(1) 電子商取引の経営者がインターネット上で行う販売行為は、その経営者の所在地か、実際の経営地の市場監督管理局が管轄する。

(2) ラジオ、映画、テレビ、新聞、定期刊行物、インターネット等のメディアを利用して違法な広告を掲出する行為は、広告掲出者、広告主、広告経営者のいずれかの所在地の市場監督管理局が管轄する。

## 2. 立件審査

市場監督管理機関は、取り締まり検査、通報、苦情申し立て、その他の機関および上級機関からの移管などにより確認された案件に対して立件審査を行い、15業務日以内（状況により15業務日の延長が可能）に審査を完了し、立件するかどうかを決定します。正式に立件された案件を取り消すことは非常に難しいため、まだ交渉の余地のある立件審査の段階で、立件されないよう当局を十分に説得する必要があります。

3. 立件後、市場監督管理機関は調査、現場検査、検査測定、第三者機関による鑑定、当事者への質問、差し押さえ、金品の押収といった複数の方法により、調査と証拠の取得を行います。その場合に企業が留意すべき点は次の通りです。

- (1) 調査官または検査官の身分の真実性を確認する。
- (2) 調査を受ける過程を全て記録に残し、調査官による証拠の偽造を防止する。
- (3) 調査を受けながら、企業自身も十分に案件の事実関係を確認し、反証となる有力な論点を探す(上記のケースはそうした対応の例)。

4. 行政処分決定が正式に下される前に、当事者には陳述、申し開き、公聴会の開催を求める権利があることが当局から告知されるため、これらの権利も十分に活用する必要があります。

5. 行政処分決定が下されると、処分決定に不満があり行政再議や行政訴訟を予定している企業でも、まずは指定期限までに法定義務を履行しなければならないとされます。履行しないと1日あたり3%の延滞金が徴収されるだけでなく、当局から裁判所に強制執行が申し立てられ、企業に不利益をもたらすこととなります。

#### ◇日系企業へのアドバイス

中国国内で発生する行政調査や処分のプロセスは、実際には確定的でない部分も多く、企業にも対応の余地があるものです。このため、法律の専門家のサポートのもと、関連する法律や規則を活用し、有効かつ適切な対応を行うことで、企業利益を最大限守り損失を抑える必要があります。

## 《青島・山東省》

### 山東省のサービス貿易額、18年は4000億元突破

中国山東省商務庁はこのほど、2018年の同省のサービス貿易額が前年比15.1%増の4060億9000万元(6兆7000億円)で、節目の4000億元を超えたと発表した。うち、情報、著作権、設計など「新興サービス貿易」の輸出が急速に拡大した。大衆日報(電子版)が25日伝えた。

「新興サービス貿易」の貿易額は前年比9.8%増の659億6000万元。うち、通信・コンピューター・情報サービスの輸出が41%増、独占権や著作権の使用料輸出が15.6%増、保守・メンテナンスサービス輸出が13.9%増、研究開発(R&D)・設計のサービス輸出が2.8%増だった。

従来型のサービス貿易もグレードアップし、建設が17.2%、観光が20.9%、運輸業が2.3%それぞれ増えた。運輸業のうち港湾サービス会社の青島港が創出した「港湾スマート化ソリューション」は世界最先端のサービスで、「青島港サービスモデル」と呼ばれている。(時事)

### 山東磁機、炭鋳機械とオンラインゲームで増収増益

炭鋳機械メーカーで深セン証取中小企業板上場の山東磁機集団(山東省昌樂県)が25日発表した2018年本決算(速報値)は、売上高が前年比36.36%増の18億8500万元(312億円)、純利益は118.66%増の1億5600万元だった。

同社は18年の増収増益について、中国石炭市場の好転で炭鋳機械とサービスの販売が拡大したことを挙げた。また、オンラインゲームとインターネット関連サービス事業が好調なことが、純利益の大幅な増加に貢献したという。(時事)